豚疾病関連　中央家保情報　No.48（R1-10）
令和２年2月20日

熊本県における豚流行性下痢（PED）の発生疑いを踏まえた防疫措置の徹底について

PEDは、令和元年9月以降、群馬県及び千葉県において発生が確認されておりましたが、今般、新たに熊本県においてPCR陽性事例が確認されました。発生が確認されれば、九州においては1年8か月ぶりとなります。

つきましては、疾病の発生予防・まん延防止のため、下記について確認の上、再度徹底をお願いします。

１　飼養衛生管理基準の遵守の徹底

農場や畜舎出入口における消毒の徹底、農場専用衣服・履物の使用、農場関係者以外の立入制限、野生動物からの病原体の侵入防止、家畜の健康状態の観察の徹底など、飼養衛生管理基準の遵守の徹底をお願いします。

２　ワクチン接種の徹底

PED ワクチンは、感染の予防はできませんが、発症の阻止又は症状の軽減は可能です。PED の発生被害の低減のため、平時から継続的に母豚に対してワクチンを接種し、ワクチンの接種時期や摂取量等、用法・用量の遵守を心がけましょう。

３　早期発見・早期通報の徹底

早期発見のために、毎日の健康観察を入念にお願いします。

豚熱やアフリカ豚熱等の特定症状に加え、PED を疑う症状（下記）を発見した場合は、ただちに家畜保健衛生所に通報をお願いします。

① 複数（周辺農場で本病が発生している場合には１頭）の繁殖母豚が分娩した哺乳豚のうち、半数以上が水様性下痢、嘔吐又は死亡を呈した場合

② 同一繁殖母豚が分娩した哺乳豚のうち、１頭以上が水様性下痢若しくは嘔吐を呈し又は死亡し、半日以内に同一腹の哺乳豚又は他の繁殖母豚が分娩した哺乳豚に同一症状が拡大した場合

③ 同一飼養区画内で複数の繁殖豚又は肥育豚（離乳豚も含む）が、食欲不振、下痢（軟便から水様性）又は嘔吐を呈した場合

４　と畜場など畜産関連施設での防疫措置の徹底

と畜場や、化製場への搬入時は、タイヤの溝、荷台や運転席内部まで、徹底した消毒を実施しましょう。

問合せ・異常豚の通報先
中央家畜保健衛生所　防疫課
藤岡・久住呂
TEL　0957-25-1331
（夜間・休日も転送電話で対応します）